

社会福祉法人よつ葉の会役員等の報酬及び費用弁償に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人よつ葉の会の評議員、理事、監事及び顧問(以下「役員等」という。)の報酬及び費用弁償について、必要な事項を定めることを目的とする。

(報酬の額及び費用弁償)

第2条 役員等が理事会及び評議員会に出席したときは、別表1により報酬を支給することができる。

なお、理事会に出席し、かつ同日に開催された評議員会に出席したときは、評議員会出席に係る報酬を支給しないものとする。

監事が監事監査に出席したときは、別表1により報酬を支給することができる。

常勤役員(社会福祉法人よつ葉の会有給職員)には報酬を支給しない。

役員等が法人の業務のために要した費用は、社会福祉法人よつ葉の会旅費規程の定めにより支給するものとする。

(支給の方法)

第3条 報酬は、現金で支給するものとする。ただし、役員等の同意を得た場合には当該役員等の指定する銀行その他の金融機関に対する当該職員の預金又は貯金への振込みにより支給することができる。

2 当該報酬の計算期間は、月の初日から末日までとする。

3 前項に規定する報酬の支給日は、当該報酬の計算期間の翌月の25日とする。

4 前項に規定する支給日が休日及び休日でない土曜日(以下「休日等」という。)である時は、その日前のその日に最も近い休日等でない日を同項に規定する報酬の支給日とする。

(改廃)

第4条 この規程の改廃は、理事会及び評議員会の決議を経て行う。

附則

この規程は、平成14年4月1日から実施する。

この規程は、平成18年9月19日から実施する。

この規程は、平成22年4月1日から実施する。

この規程は、平成25年4月1日から実施する。

この規程は、平成27年4月1日から実施する。

この規程は、平成 29 年4月1日から実施する。

この規程は、令和7年 7 月 4 日から実施する。

別表 1 (日額)

名 称	報 酬
理事会出席報酬	5, 0 0 0 円 (源泉徴収税額を除く)
評議員会出席報酬	5, 0 0 0 円 (源泉徴収税額を除く)
監事監査出席報酬	5, 0 0 0 円 (源泉徴収税額を除く)